

# 栃木県眼科医会会則

## 〈名称および事務所〉

- 第1条 本会は栃木県眼科医会と称し、公益社団法人日本眼科医会(以下、「日本眼科医会」という)と連携を持つ。
- 2 本会は事務局を会長の指定するところに置く。

## 〈構成〉

- 第2条 本会は栃木県内で眼科を標榜する医師にして、入会を希望し、且つ理事会の承認を得た者を以て構成する。

## 〈目的〉

- 第3条 本会は医道の昂揚、医学向上、地域医療の充実に寄与し、併せて会員相互の親睦及び福祉の増進を図ることを目的とし、その目的達成のため、各種の事業を行う。

## 〈会員〉

- 第4条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会の手続きをとらなければならない。
- 第5条 本会会員は別に定める会費及び負担金を納めなければならない。
- 第6条 会員が正当な業務上の権利を侵害され、又は名誉を毀損されたと認めるときは、これを本会に申告し、理事会の調停又は裁定をもとめることができる。
- 第7条 会員が本会会員としての義務を著しく怠り、又は本会の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をしたときは、理事会の決議を経て、戒告または除名されることがある。

## 〈役員の種類および選任〉

- 第8条 本会に次の役員を置く。
- (1)会長 1名 (2)副会長 2名 (3)理事 若干名 (4)監事 2名
- 2 会長及び副会長は理事とする。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 3 理事は会長の旨を受けて会務する。
- 4 監事は会務を監査する。
- 第10条 各役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 2 任期が満了しても後任者が職務を行うまでは、その職務を行わなければならない。
- 第11条 会長は会員による選挙によって選出され、副会長、理事、監事は会長が此等を指名、推薦又は囑託する。

2. 会長の選出は、選挙規定による。

第12条 日本眼科医会代議員及び予備代議員の選出は、日本眼科医会の定めに従うこととし、本会役員との兼任を妨げない。

第13条 本会に名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は理事会の議を経て会長が委嘱し、任期は会長の任期とする。

第14条 会長が必要と認めるときは委員会を設けることができる。

#### 〈会議〉

第15条 会議は定例総会、臨時総会、理事会及び委員会とする。

第16条 定例総会は毎年1回会長が召集する。臨時総会、理事会及び委員会は必要に応じて会長が召集する。

第17条 総会は、会員の過半数が出席しなければ成立しない。但し、委任状を提出した者は出席とみなす。

第18条 総会の議決は出席会員の過半数の同意を要する。

第19条 次の事項は総会の承認又は議決を経なければならない。但し臨時急施を要する場合はこの限りではない。

(1) 収支決算及び予算

(2) 事業報告及び事業計画

(3) 会費の賦課、徴収方法

(4) 会則の改正

(5) その他総会の決議を要すると理事会が認めた事項

#### 〈会計〉

第20条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、寄付金及びその他収入を以てあてる。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 〈雑則〉

第22条 会務執行上必要ある事項は別に施行細則を設けることができる。

2 選挙規定を設ける。

付則 本会則は、平成2年4月16日より施行する。

本会則は、平成24年4月15日一部改訂する。

本会則は、平成26年5月11日一部改訂する。

本会則は、平成29年4月16日一部改訂する。